

寄 附 行 為

財 團 法 人
国際青少年育成振興財団

財団法人 国際青少年育成振興財団 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人国際青少年育成振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区赤坂七丁目2番17号に置く。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、青少年の地域における多様な学習活動を推進するため、青少年の国際交流、スポーツ、文化活動その他の社会教育活動を振興し、もって青少年の健全な育成と生涯学習社会の建設に資することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年の地域における社会教育活動の実施
- (2) 青少年の地域における国際交流事業の実施
- (3) 青少年の社会教育活動等に対する助成
- (4) 青少年等の生涯学習に関する調査・研究
- (5) 青少年等の生涯学習の振興に貢献した者の顕彰
- (6) 機関誌及び資料等の刊行
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第7条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に必要な経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第 12 条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後 3 カ月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 14 条 第 9 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 15 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第16条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内（うち、理事長1名及び常務理事1名とする。）
- (2) 監事 2名又は3名

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長及び常務理事を定める。

- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を越えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第18条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること

(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第22条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員選出)

第23条 この法人には、評議員10名以上15名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 特定の評議員とその親族その他特別の関係ある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を越えてはならない。
- 4 評議員は、役員を兼ねることはできない。
- 5 評議員には、第20条及び第21条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 24 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職 員)

第 25 条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第 5 章 会 議

(理事会の招集等)

第 26 条 理事会は、毎年 2 回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第 27 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(評議員会)

第 28 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 前2条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

但し、評議員会の議長は、評議員の互選とし、評議員会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第29条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 顧問及び相談役並びに賛助会員

(顧問及び相談役)

第30条 この法人に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により理事長が委属する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項について理事会の諮問に応ずる。
- 4 相談役は、この法人の重要事項について理事長の諮問に応ずる。

(賛助会員)

第31条 この法人に、賛助会員を置くことができる。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2

以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければ変更できない。

(解 散)

第33条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第34条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 35 条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。
ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員等の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 処務日誌
- (8) 官公署往復書類
- (9) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第 1 号から第 4 号までの書類及び同項第 6 号の書類は永年、同項第 5 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 7 号から第 9 号までの書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

(細 則)

第36条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 第15条の規定にかかわらず、この法人設立当初の会計年度は、設立許可のあった日から昭和64年3月31日までとする。
- 2 第17条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。この場合の任期は、第20条1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和64年3月31日までとする。

| | |
|------------|---------|
| 理 事 (理事長) | 高 橋 治 則 |
| 理 事 (常務理事) | 石 川 一 郎 |
| 理 事 | 青 木 生 子 |
| 理 事 | 大 村 智 |
| 理 事 | 長谷川 純 三 |
| 理 事 | 亀 岡 重 則 |
| 理 事 | 古 橋 廣之進 |
| 理 事 | 岩 澤 靖 |
| 理 事 | 進 藤 恒 |
| 理 事 | 岡 田 茂 |
| 理 事 | 岩 澤 倫 子 |
| 監 事 | 松 尾 翼 |
| 監 事 | 山 本 義 昌 |

設立年月日 昭和 63年 6月 1日 文部大臣許可
昭和 63年 10月 31日 一部 (第2条) 変更認可
平成 5年 6月 3日 一部 (第2条) 変更認可
平成 7年 7月 26日 一部 (第2条) 変更認可
平成 12年 9月 26日 一部 (第2条) 変更認可
平成 22年 3月 31日 一部 (第2条) 変更認可

当財団法人の寄附行為に相違ありません。

財団法人 国際青少年育成振興財団

理事長 西山 真美子